

平成 30 年 4 月

## 下水管渠更生工事の入札参加を考えている市内企業の皆様へ

四日市市上下水道局

平成 30 年 6 月から下水管渠更生工事において、配置技術者に施工管理(監理)資格を求める場合の条件「受注者が当該工事に採用する管更生工法の施工管理講習の受講証明等の資格」について、下記(※1)のとおり求める予定であるため、事前に各工法の講習会等への参加をご準備下さい。

(※1) 施工管理(監理)資格は、受注者が当該工事に採用する工法の各工法協会等が実施する技能講習等を修了したことを証するもの、又は日本管路更生工法品質確保協会が発行する下水道管路更生管理技士資格証(同等以上の資格証を含む)を指す。

各工法協会が実施する技能講習等(別表1参照)を修了した者。又は下水道管路更生管理技士資格証、もしくは下水道管きょ更生施工管理技士資格証等を有する者を指す。

なお、四日市市上下水道局発注の下水管渠更生工事における「当該工事に採用する管更生工法」とは、(※2)の管きょ更生工法で仕様書記載の現場条件を満たすものとする。

(※2) (公財)日本下水道新技術機構により建設技術審査証明が発行される下水道管きょの更生工法のうち、「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」(2017年版(公社)日本下水道協会)(以下、ガイドラインとする)に定める「要求性能」に適合する工法、管径(耐震設計における適用管径)等で、既設管呼び径 800mm未満は自立管構造の反転工法又は形成工法、既設管呼び径 800mm以上は複合管構造の製管工法とする。

ただし、ガイドラインに適合する工法、管径等とは、入札公告時点に(公財)日本下水道新技術機構のホームページ(<http://www.jiwet.or.jp>)に掲載されている「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」(平成 23 年 12 月(社)日本下水道協会)に該当する管きょ更生工法一覧表(以下、一覧表とする)に記載の範囲とする。

なお、ガイドラインの適用開始時期は別表 2 のとおり自立管と複合管で異なるため、適用開始時期までは旧ガイドラインを適用できるものとする。

ここで、「旧ガイドライン」とは「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」(平成 23 年 12 月(社)日本下水道協会)をいい、「一覧表」枠外に記載の「新ガイドライン」とは「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」(2017年版(公社)日本下水道協会)をいう。

## 【別表1】(参考)

各工法協会が実施する技能講習等を修了した者の例 下記の認定証等を有する者	
日本 SPR 工法協会	日本 SPR 工法協会施工管理技士認定証 SPR 工法協会施工監理技術者証 SPR 工法協会施工主任技術者証
C-ONE 工法協会	C-ONE 工法施工技術習得認定証
スルーリング工法協会	スルーリング工法技能講習修了証
日本インシチュフォーム協会	インシチュフォーム工法技術研修修了書
3SICP技術協会	施工管理者講習修了証 工法技術講習修了証
光硬化工法協会	光硬化工法管理技術者認定証
Two-Wayライニング工法協会	Two-Wayライニング工法技術者認定証

## 【別表2】

目次項目	ガイドラインの適用開始時期		
	2017.7.28 から	2019年度 から※1	別表3 による
1.4.1 自立管の要求性能			○
1.4.2 複合管の要求性能		○	
3.4.6 地震時の荷重 (複合管)	○※2		
3.4.12 耐震設計の考え方 (複合管)	○※2		
4.2.5 材料の品質管理及び しゅん工時の品質管理	○※3		
上記以外	○		

※1 ガイドライン記載時期から適用することとし、それまでは適用を猶予する期間とする。

※2 「3.4.6」、「3.4.12」においては、「周面せん断力の考慮」、「地盤バネの算出方法の変更」、「Csの導入」に関する項目を猶予の対象項目とし、2018年度から適用する。

※3 「4.2.5」においては、現場硬化管(自立管)の耐薬品性試験に関する項目を猶予の対象項目とし、適用開始時期は別表3の現場硬化管による。

## 【別表3】

種 別	更 生 材	ガイドラインの適用開始時期		
		2019年度 から※1	2020年度 から※1	2021年度 から※1
現場硬化管	ガラス繊維なし			○
	ガラス繊維あり		○	
密着管	—	○		

※1 ガイドライン記載時期から適用することとし、それまでは適用を猶予する期間とする。

